

感染症にかかれた時の登園について

保育園は乳幼児が集団で生活をともに過ごす場です。感染性の病気の集団発生や拡大をできるだけ最小限度に防ぐことが大切です。お子さまが感染症にかかれた場合は、医師の診断に従い、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご協力をお願いします。

また、登園される際は、主治医より「登園許可証明書（治癒証明書）」を記入してもらい、園へご提出いただきます様をお願いします。

以上
草津市認可小規模保育園
あおば南草津保育園

----- きりとり -----

許可①

登園許可証明書（治癒証明書）

保育園名 _____

児 童 名 _____

病 名 _____

初 診 日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

感染症の予防にあたり、支障がないので _____ 月 _____ 日より登園を許可します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

主治医

印